

平成22年第8回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年4月26日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外松和子
同 委員 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第31号 教科書協議会への諮問内容について
- (2) 議案第32号 教科書調査委員会への諮問内容について

2 陳情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 協議

- (1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕
- (2) 教育委員会における当面の課題について〔継続協議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
 - 小中一貫教育校の統一校名の募集について
 - 第17回児童・生徒基礎調査結果について
 - 生涯学習推進のあり方に関する有識者会議の設置について
 - その他
 - 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 - その他

傍聴者 1名

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 12時20分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室 地 隆 彦
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	金 崎 耕 二
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	白 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

委員長

ただいまより、平成22年第8回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が1名お見えになっている。
それでは、案件にそって進めさせていただく。
本日の案件は、議案2件、陳情1件、協議2件、教育長報告4件である。

(1) 議案第31号 教科書協議会への諮問内容について

委員長

それでは初めに、議案第31号 教科書協議会への諮問内容についてである。この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

今、ご説明いただいた。それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。

天沼委員

資料1について幾つかある。まず、3番の諮問する教科用図書の(1)小学校用のに書写が入っている理由を教えてください。

それから2点目は、に社会(地図を含む)となっているが、今回の諮問する教科用図書の範囲は、地図や資料集、問題集などが含まれるのかどうかということである。

それから3点目が、の保健となっているが、平成20年3月告示の「小学校学習指導要領」ではこれは体育になっているので、これはどうしてこうなっているのか。

4点目が、小学校の外国語活動に関して「英語ノート」などの諮問をする必要がないのか。お尋ねしたいと思う。

委員長

今、天沼委員より4点にわたってご質問があったが、よろしく願います。

教育指導課長

まず、1点目の書写であるが、通常、国語の教科の中で書写があり、書写の教科書は別のものになっている。したがって、国語としての教科書採択であるが、種目としては、国語の中に、通常の国語の教科書と書写の教科書があるということである。

それから2点目、地図であるが、これも社会科の教科書とは別に、小学校の4年生以上で使う地図帳について採択をすることになる。であるから、社会科も1教科なのだが、2種目あるということになる。なお、問題集などについてはここでは対象になっていない。

それから3点目、保健なのだが、これは体育ということになっているが、その中の保健の領域に関する教科用図書の採択ということである。学校では、体育の教科書というものもあるが、これについては採択をすることになっていない。保健領域のものについて採択をすることになっている。

それから4点目の外国語活動のことについてであるが、各学校、あるいは各区でそれぞれにカリキュラム、プログラムをつくっているので、決められた教科用図書というのはない。文部科学省がつくっている「英語ノート」についても、あくまでも参考に活用していくということになっているので、今回採択には入っていない。

教育長

今、課長が話したように、文部科学省が検定をする教科の問題である。いずれにしても、この10教科の教科書は、今度実際見るときがあるので、そこでまた見ていただければと思う。

安藤委員

教科の中に道徳は含まれるのか。

教育指導課長

道徳についても、今、教育長が申し上げたように、検定するという事になっていないので、今回の対象には入っていない。

安藤委員

先ほどの外国語と道徳は対象になっていないということであるが、練馬区内で使っているものは統一されているのか。どのように決めているのか。

教育指導課長

例えば道徳の副読本というのがある。これについては、検定本ということではないが、各学校からのいろいろなご意見をいただきながら、練馬区としてその道徳の時間に使う副読本を決めて、各学校で使うようにしている。

安藤委員

「英語ノート」についてはどうか。

教育指導課長

「英語ノート」については、これは文部科学省から配布されているので、これについても同じものを各学校が参考に使っている。

天沼委員

今のお話であるが、その扱いは教科用図書に準ずる図書という形で、練馬区内では教科書のような扱い方をしているということなのか。

教育指導課長

例えば道徳の副読本については教科書に準ずる使い方をしている。

教育長

「英語ノート」と「道徳の副読本」をお見せする。日本の教科書というのは、自由に選べるのと国が検定をしたところから選ぶようにという2つがある。

天沼委員

練馬で決めているわけであるか。

教育長

そうである。

英語は外国語活動ということで、文部科学省がやるようにと言ってきたので、基本的なものは「英語ノート」でやる。道徳は「心のノート」というのがある。

天沼委員

英語の場合はソノシートではなくて、カセットとかいろいろついてくるものがあるようだが。

委員長

英語の場合いろいろと具体的なものがあるので。

教育指導課長

今、委員ご案内のように、CDとかそういったものも一緒についてきている。

教育長

それと、今の外国語活動では、練馬区のほうで教師のほかに支援員をつけている。それは区の予算でつける。小学校の先生は大変である。

委員長

そういう研修も計画的に組まれている。

「英語ノート」が各委員に配られる

教育長

これが「英語ノート」である。これにCDがつく。

天沼委員

初めて見た。

教育長

これは教科書ではない。今度の採択には入らない。平成21年度からなので2年目になる。

委員長

これは、個人持ちか、それとも共有なのか。

教育指導課長

個人持ちになる。

委員長

では、自分で記入したりなど、工夫できるわけである。

「心のノート」「道徳の副読本」が各委員に配られる

天沼委員

「心のノート」、これは前からある。みんなカラー刷りで何か楽しい。

教育長

道徳はこちらで行っている。

委員長

「心のノート」も、低、中、高と分かれているようである。いろいろ具体的に見せていただくと、よくわかる。ほかにはいかがか。

天沼委員

みんな漢字に平仮名が振ってある。学年はどのように分かれているのか。

教育長

低学年、中学年、高学年となっている。これは無償ではないのか。

教育指導課長

「心のノート」に関しては無償である。「道徳の副読本」は違う。

委員長

そうすると、「心のノート」は国が負担し、「道徳の副読本」に関しては区が費用を払うということである。

安藤委員

特別支援学級の一般図書の採択であるが、特別支援学級というのはいろいろな支援をする部分があるかと思うが、それは全部同じ教科書でやるのか。それともそれぞれに障害の種類によって違うのか。

教育指導課長

特別支援学級の一般図書については、まさに今委員がおっしゃったように、子供の実態、これにあわせて使うというのが一般図書である。であるから、各学校に在籍する児童の実態にあわせてさまざまな一般図書を申請する。それについてこちらで採択をするということになる。

安藤委員

それは、学校別にするとということであるか。

教育指導課長

基本的には、各学校の児童の実態にあわせて出てくるので、それをこちらで採択をする。であるから、かなり数が多くなる。

委員長

今のお話のように、特別支援学級は学校によって大きく違っていくということになるかと思う。

教育長

多数の本が出てくる。結構値段が高いので、一応上限を設けている。

天沼委員

特別支援学級の場合は子供にあわせてというお話であったが、特別支援学級ではない

ところで、これから選び出す教科書について、子供に試してみるとか、そういうことは許されているのか。

教育指導課長

そういうことは基本的にはできない。

委員長

今の天沼委員のお考えは新しい発想だとは思いますが、現状ではできないということである。いかがか。

教育長

いずれにしても諮問をして、調査委員会、協議会から答申が出てくるので、それを参考にして、教育委員のそれぞれ5人が、全部の教科書を決めるわけである。調査委員会が決めるのではなくて、決めるのは教育委員会である。東京都も教科書を細かく調べたものがあり、特色なども出てくるので、それらも参考にしながら決めていくようになる。

内藤委員

具体的な手順のことになるかと思うが、教育委員会には5冊見本が来ることになっていと思う。教育委員用に1冊ずつという形になるのか。

教育指導課長

教育委員会の事務局のほうに5セット来るが、そのうち4セットは、今申し上げた教科書協議会、あるいは研究会のほうで、教員の研究のために使うことになる。したがって、事務局のほうに1セットあるので、それをお使いいただき研究していただく。

委員長

送られてくるセット数が限られているので、そのようになる。

天沼委員

これまでのご経験から、どれぐらいの分量になるのか。

教育指導課長

今年度、これから採択で検討する教科書であるが、国語は5社、書写が6社、社会が4社、地図が2社、算数が6社、理科が5社、生活科が7社、これが一番多い。音楽は3社、図画工作3社、家庭科2社、保健5社ということになっている。

委員長

かなりな冊数になるかと思う。

教育長

今の学習指導要領に基づいたものは、授業時間が減ったのを見たわけである。今度は授業時間が増えたのを見なければいけないので、調査委員会がまた大変だと思う。教育委員会で必要な日程はそれぞれ確保している。

委員長

日程が厳しいようだが、頑張らなければいけない。

安藤委員

特別支援学級の調査委員会であるが、委員数が5人で各校の実態にあわせたところまで対応できるのだろうか。

教育指導課長

特別支援学級の調査委員会、確かに委員は5人であるが、先ほども少し申し上げたが、特別支援学級の場合は、その学校の子供の実態を一番よく知っている先生、教員が選んでくるものを、認めていくということにしている。あくまでもこの5人は、各校から挙がってきたものが実際に、今、手に入るものなのかどうか、そういったことについての調整、まとめをする。基本的には各校から挙がってくる。

天沼委員

各校5人で、5人ずつの委員が検討しているのか。

教育指導課長

全体で5人である。

教育長

この下に各校研究会があって、そこからあがってくるわけである。それを5人で調整、まとめをする。

天沼委員

わかった。

教育長

同じように通常学級のほうも、各校研究会が調査委員会にあげて、それを調査委員会が出してくる。各学校も大変なのである。各学校がどういうふうに研究しているかは、あがってくる書類でわかる。それは教科書が決まってからオープンになる。

委員長

内藤委員、少し、そのところをおっしゃってほしい。

内藤委員

各学校では研究部体制をつくっている。教科ごとの研究部が、見本の教科書を見て、一番いい教科書はどれかを十分協議して、学校としてのコメントをつけて出していると思う。

委員長

このように現場の先生方もいろいろ調べて、検討していただいているということである。また調査委員会は調査委員会で調べて報告としてあがってくる。それが方針となってくる。

天沼委員

それからもう一つ、宣伝行為のお話もあるが、これはいいのか。

教育長

いけない。出版社から何か送ってきたりもするが、それらについては全部こちらへ持ってきてほしい。処分してほしい。

練馬区は、子供の数が多からかなりのシェアになる。今年が小学校の採択で、来年が中学校の採択なので、それぞれの出版社が違う形で持ってくる。郵便に入るから仕方がないので、全部こちらのほうへお持ちいただければと思う。

委員長

お互いそのように対応をしていきたいと思う。

教育長

これから調査委員会や協議会のメンバーが決まるが、教科書採択が決まった後にオープンになる。それまでは一切補充も入れない。

委員長

公正中立ということで、そのように対応してまいりたいと思う。ではよいか。それでは、議案第31号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第31号は「承認」とする。

(2) 議案第32号 教科書調査委員会への諮問内容について

委員長

続いて、議案第32号 教科書調査委員会への諮問内容についてである。では、説明をよろしく願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

これに関してはいかがか。

教育長

これは毎年行う。

天沼委員

ちょっと細かいことであるが、11番英語となっている。これはこのままでよいのか。外国語としなくてもいいのか。

教育指導課長

英語であるが、学習指導要領上は確かに外国語である。確認する。

委員長

中学校はそうになっている。

天沼委員

それではもう一つ、先ほど分冊はだめというお話であったが、特別支援学級の場合、児童・生徒の状態にあわせて、前期と後期で違うものを使うということは起こり得ないのか。

教育指導課長

そういうことはあると思う。それは分冊というよりも、例えば「わかる算数」という一般図書があるが、それを1、2、3とか、そういう形で使うということはある。

委員長

1冊だけでなく数冊で年間をやっていくということがあるということである。ほかにはよいか。

教育長

参考までに、ちょっと戻るが、参考資料の4で見たい。中学校を見ていただくと、平成16年に検定、平成20年に検定、今度また平成22年に検定、来年採択する。平成20年の検定の際は、1冊新しい教科書がでてきた。そうでなければ新学習

指導要領の実施をひかえ、検定内容が変わらなかったが、たまたま1社出てきたために検定内容がかわった。中学校はそういった流れであった。

委員長

今、中学校の教科書採択に関して、流れを補足説明していただいた。主立った内容に関しては、先ほどいろいろとご意見いただいたが、よいか。まだご意見、ご質問はあるか。

内藤委員

ちょっと細かいことであるが、今、参考資料4のところの「完全実施」と書いてある。これは「全面実施」といったほうが正確かと。平成21年度が「先行実施」で、平成23年度からは「全面実施」というように用語は使ったほうがいいと思う。

教育指導課長

通常は確かに「全面実施」というほうが一般的と考えるので、そのように修正させていただきます。

委員長

ほかにはよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第32号は「承認」でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第32号は「承認」とさせていただきます。

陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

次に陳情案件である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。現在の状況はいかがか。

生涯学習課長

その後の動きは特になし。

委員長

では、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については「継続」とする。

協議(1) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

委員長

続いて協議案件である。協議(1) これからの生涯学習のあり方について。

この協議案件であるが、委員の皆さんそれぞれに、認識を深めていただいているところである。今後は区のほうの組織のあり方検討委員会の検討結果、また答申等を受けて協議を進めてまいることになっている。

したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この1番の協議案件については「継続」とする。

協議(2) 教育委員会における当面の課題について

委員長

では、次の協議(2) 教育委員会における当面の課題についてである。

この協議案件については、前回に引き続き本日2回目となる。前回は課題の1と2、今回は課題の3、4について資料が提出されているので、説明をお願いしたいと思う。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

この資料3の1番目の項目を見ているだけでも、池田小での事件以来、世の中が変化して、こういう対策をとらなければならなくなったことが読み取れる。辛い昨今である

が、今具体的にお話があったとおり、PTAの方たちがほとんどを担って子供の安全を見守ってくださっている。そういう現状がわかる。

それでは、ご意見、ご質問を伺いたい。

天沼委員

18項目にわたっている手を打っていただいて、子供たちは幸せだなという感じがする。ただ、何か起きたときの対応について、例えば駅のそばの薬局に包丁を持って入った男がいて、それがまだ捕まっていないといったときに、子供たちが早く帰されたりする。ところが地域の人たちは、なぜ子供たちが早く帰ってきたのかわからない。家にプリントを持って帰ってきて、はじめて「ああ、そうなのか」と。私などは呼びとめて「何で早く帰ってきたか」と聞いたら、プリントを見せてもらって、「ああ、そうか。危ないな、早く家に帰りなさい」ということがあった。そういう緊急の連絡が、うまく機能していないときはないのだろうか。つまり、帰宅までの間とか、家へ帰っても親がいないようなとき、子供が一人でいなければいけないときなど、こういった緊急時の対応について、どういうふうにされているのか。家庭への緊急の連絡などがあるのか。

庶務課長

私は前任のところが福祉関係であって、3年ぐらい前に小学校に脅迫文のようなものが届いたことがあった。そこに近接していた学童クラブの安全対策ということで、犯人が捕まるまでの対策を練ったことがある。そのときは練馬区全体として安全安心を担当するセクションが中心となり、地域の安全をどうやって確保していくかということで対応した。例えばこの中で資料3の6番、「区パトロールカーによる地域巡回と学校への立ち寄り」、これは区の安全安心パトロールと言っているが、パトロールをそこに集中的に回らせる。あるいは警察に、そういう情報を提供してということになるわけである。

また学校のほうではそのときの対応として、先生たちが校門で見送って集団登下校を促す。学童クラブは、指導員にそれぞれ地域までついていける範囲で、5名ぐらいずつを送っていくなど、一応子供が家に入るまでは見届けるようにという形で、1か月弱ぐらいしたような記憶がある。

ただ、今、天沼委員が言われたとおり、家に帰った後に一人だった場合ということろまでは、行政のほうとしてなかなか対応できていない。

天沼委員

それはたしか記憶にある。外に遊びに出ないようにとか、だれも家に入れないように、そういう指導があったようである。その後しばらく警察官が校門の前に、いつもではないがいらした。確かにいろいろな対策をとってらしたと、今思い出した。

それから少し違うのであるが、学校の正門付近で、子供に対する勧誘、どんな勧誘をしているのかよくわからないが、あれに対して学校側やパトロールの方が働きかけるといことはできないのか。

教育長

勧誘というのは、塾の勧誘とかそういうものか。

天沼委員

何かを渡していたりする。

教育長

一度大泉の小学校でカードを渡しているのがあって、それらについては、注意をして警察に届けたりはした。子供にはもちろん、注意するよという事で指導したが、ここのところはない。

天沼委員

前はあったか。

教育長

あった。

委員長

きっとそういう指導も徹底されたのだろう。

教育長

カードのときは、だんだん家の近くに連れていってしまう。あのおじさんのところに行くとかカードがもらえるということでどんどん広がっていった。気をつけなければいけない。

委員長

最近も私も見かけないが、今の天沼委員のお話のように、そういう状態を安全安心ボランティアの方が目撃、もしくは、そういう場に遇ったときに、注意喚起を行うことができるのか。

教育長

安全安心ボランティアの方は学校の中である。外はやらない。

内藤委員

そのときの状況で違うかと思うが、勧誘みたいなものについて、校門の付近で営業活動をしているときには控えてもらうように、校長として指導し、お願いする。ただ、すぐ離れたところに行ったものについては、営業妨害のような形になるので限界がある。

それから、先ほどのいろいろな事件があったときのことであるが、どこの場所でどんな状況でということが早く学校側に伝わってくる場合においては、子供に手紙を持たせ

てすぐ帰らせるときもあるかもしれないし、親がいないところに帰すほうがかえってまずい場合は、ちゃんと近くまで行って単独で帰らないようにグループをとって帰るようになど、そのときその場の状況によって各学校が判断して、一番いい方法をとる。学校の中ということもあり、直接安全安心ボランティアの方と連携するというようなことはそうないと思う。

委員長

より具体的になってありがとう。

天沼委員

それから、学校に行くときは必ず主事室に行って声をかけて、名札をいただいてかける。しかし、いらっしゃらないときもある。例えば特に忙しくて、中を巡回しているような場合とか、あるいは入学式、卒業式などの特別な場合など。であるから、常に何人が交代でないと、そういうときこそ入れてしまう。ローテーションなど大変かと思うが。

内藤委員

ちょうど私は平成16年まで学校の校長をしていたので、こういう状況にどういうふうに学校として対応していくかという渦中にいた。この頃はみんな非常にいろいろと気をつかった記憶がある。ただ、喉元過ぎればということで、今こういう状況になってくのも世の常だが、学校は入ろうと思えばどこからでも入るすきはある。そこで、看板1つかかかっていてもそうだが、こういう人たちがいる、そういう体制をとっているということが、抑止力として働いてきたことは確かではないかと思う。

ただ、こういう形のものは、組織的に継続的に続けなければならないということから、だんだん稼働率が低くなってきているなどの問題は当然出てくると思う。この運営に関して、学校長が事業の運営をするというふうに規定されているが、先ほどの学校応援団の中にくるめた中で、安全安心ボランティアも活動するという考え方のほうが、継続的にやっていく上ではより効果的になるのではないか。学校応援団の実情が私もよくわからない部分があるので、実際問題そうするとどうなるのか。継続させるということの大変さがあると思う。

天沼委員

そういうときに、皆さん必ず名札をつけている。だから、主事さんも名札を必ずつけている。外から見えた方もつけている。

教育長

それから安全安心ボランティアは緑色のベストを着ている。応援団の人はブルーのものを着ている。

こういう制度を始めるときに、終わりをどうするかということは考えた。要するに今内藤委員がおっしゃったように、痛ましい事故が、時代とともにだんだん忘れ去られていくわけである。でも、可能性としては、また起きることがある。練馬区ではあのとき

も、警備員を置いてくれという話があったが、地域の方々が学校を守ってきた。それが子供とのコミュニケーションになるということで、安全安心ボランティアを導入したのである。これがあるのは、おそらく日本を探してもあまりない。

一方で、警備員を置いたところも今はほとんど置いていない。それで施錠したりする。子供が帰ったあとは施錠して、来客はインターフォンで確認して開けている。フェンスも全部高くしたが、言われるとおりどこからでもフェンスは越えられる。であるから、この学校に行くと、お父さん、お母さん、事務も教員も含めて、ガチッと固まっているよ、そういう体制をとっているよということが1つの抑止力になるのではないかということである。それから警察官立ち寄り所というのもつけたり、さっき庶務課長が言った6番のパトロールカーによる地域巡回が学校も含めて巡回していて、何もなければ確認している。安全安心ボランティアのお母さんも何かあったときには、ボランティアのお母さん方だけではなくて、当然学校には教職員もいるわけなので、立ち向かうようにしたいということは話している。

安藤委員

学齢期の子供がいる保護者として、安全安心というのはすごく関心のあることである。池田小学校の事件のときに、ちょうど小学校1年生だったこともあって、そのときからどんどん増えていっているのが、ありがたいような悲しいような感じで流れを見ている。セーフティ教室やスクールサポーター制度、安全安心教室の実施、こういったものは本当に子供たちの役に立っていると思う。特にセーフティ教室などは、近くの警察の方に来ていただいて、具体的にどういう行動をとったらいいのかということも、学校全体というよりも、クラス単位や、学年単位でやっていただいている。どこの学校もそうかはわからないが、そういう細かい、一緒に子供たちと体験できる教室ということで、子供たちの心にもすごく残っていると思う。

それから、予算等あるかと思うがCAPの講習会、今、低学年しか行われていないが、できれば高学年もやってはどうかと思っている。

また、防犯ブザーの全校配備であるが、子供の防犯ブザーもそうなのだが、壊れやすいものなので、ぜひ点検等は防災訓練のときなどにやっていただけたらありがたい。

それから最後にもう一つ、練馬区は4つの区に隣接しているかと思う。私の子供が通っていた学校は板橋区と埼玉県に学区が隣接していたが、何か事件があると、悪い人というのは警察の管轄外に逃げるということで、警察との連携がすごく大事だと思ったことがある。そういうのは、保護者が一番敏感で、保護者のレベルで連絡があったのだが、学校はなかなか連絡がいかない。警察自体もなかなか連絡がいかないということがあって、一時保護者レベルで、PTAレベルで連携がとれないかということで動いてはみたが、PTAというのは毎年変わるものなので長続きしない。であるので、ぜひ行政レベルでも、そういった連携を考えていただけたらありがたいと思う。

教育長

今、周辺区は必ず連携をとっている。こちらで起きたのも、必ず周辺の杉並、中野、西東京、板橋、豊島、全部連絡する。杉並で起きたのも全部こちらへ連絡が来て、その

周辺の学区には全部連絡する。それはしっかりできている。

天沼委員

板橋区の例などもあった。

安藤委員

ただ、時間がかかりかかるので、行政レベルというより学校レベルでできないか。

教育長

例えば杉並で起きれば、杉並の教育委員会に連絡は必ずいく。そうすると、杉並の教育委員会からこちらへ連絡がくる。また練馬でも起きればすぐ杉並の教育委員会に連絡をする。各学校よりもそこを通したほうが早いのである。それぞれの学校のルールもある。どこまで伝えるべきかというのはそれぞれの自治体によって違う。であるから、それはしっかりできている。

委員長

連携に関してはそういうことで、お互い連携を取り合っているということである。

教育長

それは、今の志村区長もしっかりやれということで、西東京で起きたときもきちんと対応した。

それから、練馬は3年前に各教室にアイフォンという、病室にある患者が何かあったときに鳴らすブザーを校内緊急用システムとしてつけた。

安全安心ボランティアについては、発足は平成16年であるから6年間たったのだが、それなりに評価もされているので、安全安心ボランティアの方がいらっしゃるということを、もう少し区民の方、あるいはほかの保護者の方にも知ってもらいたい。最初のころは新聞でも取り上げてもらったのだが、その後、全然こちらでも出さないで、当たり前みたいになっていてPRが足りない。「教育だより」などにも載せていきたいと思う。評価されているというのは、1つの動機づけにもなるので。

委員長

今の教育長のご発言は大事な視点だと思う。

庶務課長

先ほどのセーフティ教室については、スクールサポーター制度との活用でやっていたところである。

それで、先ほどお話があった17番の安全・安心教室の実施であるが、これについては、下のほうに3番で書いているが、平成18年度から20年度は小学校全校で実施をした。平成21年度からは、学校の希望制という形をとっている。平成22年度は

16校で実施をする予定である。これは希望があった学校である。

安心・安全教室を希望制に変え、18番目の情報モラル講習会、こちらを平成21年度から全校で実施をするようにしている。携帯電話、あるいはインターネット等から事件になっていく、そういう危険もあるのだということを、この情報モラル講習会で児童・生徒に教える、そういういった講習会に17番のほうからシフトしてきている。その辺についてはまた委員からご指摘もあったが、学校の現場の意見も聞きながら実施していきたいと思っている。

防犯ブザーについては、安全安心担当課が全校小中学生に配り、今は小学校入学時に配るだけで、あとの点検についてはご本人にお願いしている。実は電池等の交換もお願いしているような状況である。今後どうしていかねばいけぬのかということころは確かにある。ただ、何らかのときに防犯ブザーの点検ということの啓発と注意喚起はしていく必要があるかと思う。

教育指導課長

当然電池がないという問題はよくあるわけで、これは各学校、ご家庭にお願いしていることではある。ただ、各学校には生活指導主任というのがあって、毎月集まる会がある。その中で防犯ブザーの点検については必ず促すということもやってきている。

安藤委員

今の件であるが、もちろん子供のものを管理するのは親の役目だと思う。子供に大切にすることのだよと伝えていただくのはありがたいと思う。子供のものは親が責任を持つということでもいいと思うが、今この3番は、各教室に配備となっていて、そちらのほうも大丈夫かというのが気にしているところである。ちゃんと手の届くところにあるのかなどそういうのが気になったので、毎月、防災訓練などしていると思うので、そのときにでも点検していただければいいと思う。

庶務課長

了解した。

委員長

大事な視点だと思う。きちんとなっていないと、いざというときに使えない。ほかにはいかがか。

内藤委員

さっきの私の発言したことに関連するが、学校安全安心ボランティアを学校応援団の事業と1つにまとめるということのメリットとデメリットというものをどのようにお考えになっているのか。というのは、全校で立ち上げは終わっているわけである。各学校で温度差があるということを考えていったときに、一緒にしたほうがいいのかという考えもあるかと思う。

生涯学習課長

まず、応援団の設置状況であるが、昨年度末で57校まで実施している。残り8校を今年度中に立ち上げたいという状況である。今、委員がおっしゃったとおり、学校応援団の仕組みの中に、安全安心ボランティアを盛り込むということは、制度的には十分可能なことである。ただ、今のところ、応援団が取り組んできた内容というのが、それまでの学校開放事業に加えて、ひろば事業のほうに非常にスタッフを必要としているという問題がある。なるべくひろば事業の実施日を増やすということで、スタッフ確保がそれぞれの学校で難しい。こういった中で、この安全安心ボランティアをすぐにお願いするということは、現実的にはなかなか難しいと思う。これはもう少し時間をかけて、将来的にもう少し落ち着いてからやったほうが、効果が出ると私どもとしては考えている。

教育長

活動する時間帯が違う。安全安心ボランティアは子供の授業中である。応援団のひろば事業というのは、授業が終わった後の話である。であるから、ここならできるというお母さんもいるわけである。そういった意味ではうまく分かれているのである。

内藤委員

応援団という言葉のニュアンスからすると、学校外部のボランティアの人たちが協力して連携しながら支える、そういう組み込み方もできるのかと思うが。

生涯学習課長

実際に例えば子供たちの登下校に応援団の方が付き添ってくださっているという事業をやっている応援団もある。そういう意味では、確かに授業中とそれ以外という形の分け方もある。ただ、先ほど申し上げたとおり、今現在、実際やっているものを応援団がやってほしいというのは、相当な負担が増えることにもなるので、時間をかけたほうが良いと考えている。

天沼委員

安全安心ボランティアの方々は、教室の外側で巡回していらっしゃるのか、教室の中に入ってしまうこともあるのか。

教育長

基本的には廊下とかそういうところである。教室の中に入らない。

委員長

学校というのは、PTAの方を中心に大勢の方に支えられて学校が成り立っているの、先ほど報告もあったように学校によって差がある。地域にどういう年代の方やどういう方たちがお住まいになっているかなど、いろいろな要素が加味されて学校を支える方たちの人数や動きが変化してくるのではないかと思う。またいろいろと進めていく中で、どのようにやっていくのが練馬では一番いいかということが、これから先の話と

して取り上げられてくるのではないかと思う。

教育長

数が少ないところがあるが、本当に毎日来てくださる方がいるようなところがある。そういうところはその方に全てやっていただくような場合がある。少ないところはそういうのがほとんどである。

委員長

そういう方もたくさんいる。

教育長

北町西小などは、自分たちで西側の門のところに、寒いときにはテントをつくって熱心になさっている。であるから、学校によって随分違うが、地域の方もお母さんも皆さん協力してくださっている。この辺についてもう少し状況を見ながらやっていきたい。

委員長

よいか。

委員一同

よい。

委員長

では続いて、資料4の説明をお願いしたいと思う。

新しい学校づくり担当課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きしたいと思う。

内藤委員

私たちも、統合新校の開校式、開校式に参加させていただいた。第一次計画に基づいてつつがなく統合新校が開校できたことは本当によかったと思う。大変ご苦労があったと伺っているが、ありがとう。統合新校がこれからますます発展し、その効果が検証されるだろうと思っている。

1つ質問であるが、検討の視点のところに、さまざまな角度から検討するということが必要であって、1から6まで挙げられている。この項目は、妥当だと思っているが、第一次計画のときになく、今度の第二次計画にあたって項目が追加されたものがあれば、それを教えていただきたい。

新しい学校づくり担当課長

基本的には、第一次計画の部分で踏襲する形であるが、学級編制基準について、今回、国・東京都の動きがあるので、それを踏まえての対応ということが改めてということになるかと思う。

あと、特に(4)の施設規模との関連というのが、学級編制基準との関係が出てくれば、より大きな課題となってくる。

今、委員のご指摘があった新たなということであれば、(5)の小中一貫教育校の関係が具体的に動き出しているのだから、これが今回、第一次もなかったわけではないが、第一次よりは基準が高まっているということになるかと思う。

天沼委員

今の内藤委員の質問と同じかもしれないが、3ページの一番下の「校舎の改築時に隣接校との統合」旭丘小学校、光が丘第八小学校、この辺の学校名が挙がってきているが、これは今後どういう見通しか。

新しい学校づくり担当課長

それぞれの状況を、その後の児童生徒数の見直し等も含めて精査をしながら、今あがった学校についても、計画の中で一定の方向づけをしていく。原時点ですべてということではない。

教育長

光が丘八小は、光が丘の中でも少し離れているので、第一次計画では出なかったのだから。ただ、光が丘八小も、通常学級の子供の数は少ない。そのかわりに特別支援学級が40人を超えるようになっている。光が丘第八小学校をどうするのだというのは、これから大きな問題になるかと思う。いずれにしても平成22年度から26年度までの第二次実施計画で、どこら辺までできるかは別にやらざるを得ないということである。

その中で学級編制基準が文部科学省でどうなるかというのが重要である。実は第一次実施計画のときも計画はかなり早くできていたが、学級編制基準がどうなるかという国の議論があったので、2年ぐらい待った。ところが、40人編制が動かないということから、35人ということ念頭に置きつつ光が丘の新校をつくった。今後、今の政権になってどうなるか、それも見極めなくてはならないと思う。

天沼委員

そうすると、逆に4ページの過大校の中村小学校、これはこのままでいいのかという話が出てくるのではないか。

教育長

次の課題の5番目、のところに出てくるが、まさに5校ぐらい、仮設校舎をつくらなければならないところがあるので、それは内部的に統合よりも先に来る。

委員長

教育環境を整えるという意味で、過大校のほうにまず対処しなければならない現状である。

内藤委員

今回、初めて統合というのがあったわけだが、実際に事務局のほうで作業を進めていく上で、手順や方法の中でとても大変だったことや、こんなふうにして良かったというような成果と課題、そういうものをお手持ちだったら教えていただきたい。

新しい学校づくり担当課長

私自身が直接担当してなかった部分はあるが、状況としては、計画策定段階から教育委員会の中で教育委員の皆さん方にご議論いただいて、光が丘地区8校を4校に一度に統合し、また練馬区として初めての試みということであった。

計画の中で主立ったものは方向性を決めていただいたが、それを具体的に同時進行でバランスをとりながらやっていくという部分では、それぞれの統合準備会のお考えも加味しながらやっていくという中で、対応に苦慮した部分は若干あったろうと思っている。

ただ、そういった中でも、統合準備会を持たせていただいたということで、代表に出ている方々にもご理解いただいて、結果的にバランスのとれる形でできたということである。そういう面で結果としては非常にご理解いただけてうまくいったというふうに聞いている。

教育長

言葉では簡単に言ったが、これは大変な作業である。何しろ練馬区始まって以来のことである。つくるものでも反対があるが、あるものをなくしていくわけなので、なおさらである。そこに手をつけようという意思決定をする。それは教育委員会が区の計画に基づいてやっていくわけである。

では、具体的にそれをどうやって実現していくかということについては、練馬区では全く経験がないので、当時の担当課長や部長が、いろいろな事例を聞きながら、また行きながら計画を立てた。その苦労たるや大変であった。統合準備会では、傍聴の方もたくさん来た。そこでの議論であるから、ご理解をいただけない方はそのままになってしまったが良かったのは、学校の関係者の方々が、保護者も含めて、まず校長が今の小規模校だと課題があるという共通理解を持っていたこと。それで学校が大きくまとまったということである。

それから、保護者の方、地域の方々も、光が丘の状況を見てきている。私も実際光が丘に住んで25年であるから、私の子供が学校に行っていたころから比べるとわかる。光が丘一小などは24クラスあって、運動会も人でいっぱいだった。それがだんだん少なくなって、寂しいという気持ちを皆さん持っていた。8条で来ている方たちは、そういう状況を知らない方もいたのだが、そういう方たちにも理解を求めていく努力をしていった。

であるから、計画を発表したときは、まさに区を挙げて、担当課長やよその施設の課長も含めて、何回も説明会を開いた。もちろんパブリックコメントもやって何百と意見が来た。そういったことを行って、計画としてまとめて、今度はそれを具体的にやっていくために、2年間、統合準備会をつくった。統合準備会ができるかどうかは非常に心配したのだが、統合準備会がそれぞれ組み合わせごとにできたということは、これは大きい。地域の方、保護者の方、学校の皆さんが、今よりいい環境にしていこうということがまとまったのである。そして、1つの統合準備会ごとに17回話し合いをやっていったわけである。

本当は事務局サイドでは、4校を2校にする計画であった。そのときの教育委員会の議論で、「何で4校なのか、全部ではないのか」との意見があり8校全部入った。結果的にはよかった。

委員長

そうである。一度にという意見が出ていて。

教育長

担当者は大変であった。

委員長

本当に大変だったと思うが、結果的に今、教育長がおっしゃったとおりになっている。

教育長

25年という歴史の町でも、それぞれ歴史ができ上がっているから簡単ではなかった。それぞれの学校に課題はあったから大変だった。これは区のほうの営繕課、施設の担当の課長にも本当にお世話になった。行政のほうは区を挙げてやっていただいた。それでできたのである。であるから第二次になると、また同じようなこともあるかもしれないが、それらについてはまた準備をしてお話する。

委員長

いろいろご意見をいただいてありがとう。

この協議案件について、今後も他の課題の説明を受けたり、こちらも意見交換を活発にさせていただいて進めてまいりたいと思う。よって本日は継続とさせていただきたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この案件については「継続」とさせていただく。
次に、教育長報告をお願いする。

教育長

きょうは、小中の一貫教育校の統一校名の募集についてと、第17回児童・生徒基礎調査結果について、生涯学習推進のあり方に関する有識者会議の設置について等、関係課長からご報告させていただく。

新しい学校づくり担当課長

資料に基づき説明

委員長

以上のような説明であった。何かご意見、ご質問等あるか。

教育長

葛飾かどこかは愛称というところもある。

安藤委員

今の統一校名であるが、どういった場合には条例上の名称を使って、どういった場合に統一校名を使うのか、具体的に幾つか教えていただければと思う。

新しい学校づくり担当課長

まず使い方としては、東京都あるいは国のほうに報告等を出していくものは、法律上制度上の名称、条例上の名称を使わざるを得ない部分がある。一般的には、小中一貫教育校としての名称であるので、それは練馬区の教育委員会の中で使う名称ということで、あるいは保護者向けの書類等に出てくるという形である。

また、精査はしきれていないが、卒業証書に併記している区もある。例えば小中一貫教育校何々学園長、何々小学校長だれという形で明記している区もあるということは把握している。

教育長

中高は一貫教育校で中等教育学校というのがある。小中学校というのはいない。であるから、小学校、中学校、義務教育でそれぞれ6年・3年と決まっているので、9年間という学校はない。そんなわけで、あくまでも条例上、法律上は、小学校、中学校は全部別なのである。将来、小中の9年制の学校ができれば別であるが、法律上今の日本にはないから、正式名称、法律上、条例上の名前はこれしかない。変えられない。

委員長

具体的な他区の例までお話をいただくと、経験上ありがたいのだが。

教育指導課長

今教育長がおっしゃったように、学校教育法上に義務教育学校というくりはない。

あれば、法律上の1つの学校として認められるので、改めて通称とか愛称とかをつける必要がない。今のところはそれが認められていないということで、今、担当課長のほうから話があった。他区もほとんど通称、愛称でやっていて、正式には何々小学校、何々中学校になる。だから、卒業証書などは、何々学園と何々小学校、あるいは何々中学校と併記して卒業証書を出しているというのが一般的に多いのかと思う。

委員長

何々学園9年生ということであるか。

教育指導課長

これも自治体によってであって、ある区は、1つの学校なのだから1年生から9年生まで、中3、中2という言い方はしないで、9年生という言い方をしているところもあるし、同じ一貫校でも中1は中1、中2というところもある。これは自治体の考え方で行っている。

委員長

それぞれということになる。よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、続いて報告の2番についてお願いします。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

これは本当に貴重な資料である。これにかかわった方たちのご尽力を感謝したいと思う。何かご意見あるか。

教育長

40問というのはアンケートとしては膨大過ぎる。小学校の子は大変だったなと思う。

委員長

今回のテーマは「人とかかわり」ということである。今、若い世代の一番課題になっていることである。今は成人した大学生ぐらいから後のことがマスコミ等では言われているが、その元というのはもっと幼いときからある。しかも人は、人という字があらわしているごとく、人とかかわって生きていかなければならないので、どうやって人とかかわっていくか、そのかかわり方がわからなければ社会で生きていくことはできない。

思い返してみれば、それこそ母親の胎内にいるときからかかわりは始まっていて、心臓の鼓動の音を聞き、母や新しく父となる者の声を聞き、そして誕生してくるわけである。人間というのはずっとそのときからかかわって生きていくわけなのである。現在は非常な情報社会の発達によって、生で直接かかわるといことが本当に減ってきている。それが人間的にいろいろなひずみとかゆがみとか、そういうものを生じてきているわけである。これは今後現場で、子供たちに何をやっていけばいいのか、学校教育の中で上手にかかわっていくためにはどうすればいいのかという、その大事な資料になると思う。本当にご尽力に感謝したいと思う。あとは、いかにこれを使ってやっていくか、毎回言うが、そこにかかっている。

教育長

聞いた話だが、小学校1年生になった子が、初めて席が一緒になる隣の子に「おはよう」と言った。言われた子は「おはよう」と言う機会はなかったらしくて、家に帰ってお母さんに「隣の子におはようと言われた」と話した。その子の親が、言った子の親にこのことを話したという。

私も小学校のとき、隣の子に「おはよう」と言ったかどうか記憶はないが、言う子供と全くそういうことには関心のない子がいるということがよくわかった。先生は多分、教室に入るとき、「皆さん、おはようございます」と言うが、その前に子供たちがみんな集まる。そのときに「おはよう」と隣の子に言う習慣がある子とない子というのがある。

この前NHKでやっていたが、学食に一人で行くと、友達がいないように見られてしまうからトイレで、一人で食べているとやっていた。

委員長

数年前からこれは話題になっていた。

教育長

一人のほうが楽でいいではないか。

委員長

自分がたった一人で友達もいないと見られるのが怖いということであった。でも私なども思い起こすと、教室に入るときは時間差があるから、次に入ってきた子に前に入ってきた子が「おはよう」と声をかけ、新しく入ってきた子が「おはよう」と言って自分の席につく、そういう光景は多分今もあると信じている。

教育長

学校に出前教育委員会などで行っても、あいさつをしない学校がある。私はこの前ある中学校へ行って、「君たちはあいさつもできないのか」と言ったが、きょとんとしている。でも、学校によっては本当に、ずっと向こうにいても「おはようございます」とか「こんにちは」という言う学校もある。そういうところは学校がまとまっている。あいさつできないところはまとまっていない。

内藤委員

私は非常にタイムリーなテーマが選ばれているなど感じた。今のNHKの番組を私も見たが、とても人の目を気にしている。でも人の目といっても、近くにいる友達のことを気にする。友達にどう思われているかということに非常に気にしているのが、小学校や中学生だったら、それは発達段階上当然かもしれないが、それが大学生、成人を過ぎた人でもそんな状況というところが課題ではないかと強く思った。今、孤立無援の社会であるとか、そういったことにもつながるので、小学校、中学校、高校とか、子供がまだ成長している段階において、周りにかかわる大人がどういうことを意図的にしていくことが必要なのか、少し考えてみた。人の目とか人の評価ばかり気にしているということは大事なことであるが、それだけにあまり偏ってしまうと、無理が生じてきたり、自己主張ができなかったり、自己肯定感を持ってないということにもなりかねない。ということとは、精神的な自立がなかなか図りづらいのではないかと気がする。

大人がいろいろな価値、多様であるということに認めていくとか、その子の特性を認めていくとか、自己に自信を持てるような働きかけをすることで、いろいろな人と交わる、接する機会を持っていろいろな意見を聞くような活動を、あえてどこかに組み込んでいくということが、学校や地域や家庭でもとても大事なのかなということを感じた。

委員長

学習指導要領でも表現力を高めていくということが、国語だけでなくどこの評価にもうたわれているので、そういうところを通して、しっかりと自分を表現できるようにしていくということも大切なことだと思う。ではよいか。

委員一同

よい。

委員長

では続いて、次の報告3番をお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

何かあるか。

内藤委員

これからの生涯学習のあり方に関して、教育委員会で協議している。これは、そのことと関連して持たれるものなのか。

生涯学習課長

先ほどお話があったが、今の区長部局のほうでも専門部会という形で動いている。ちょうど今同時に2つが並んでいる形で、両方とも当然関連している。ある程度まとまったら、教育委員会にご報告できると考えている。

内藤委員

これは、恒例でやるということではなくて、今、こういう課題があるので、有識者会議が持たれるということか。

教育長

そういうことである。

委員長

この有識者会議に関しては、今後また報告ができるかと思う。よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、その他の報告をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

では、これはよいか。

天沼委員

6番と9番であるが、同じように思えるのだが、どこか違うのか。共催と後援となっているが、共催のところはここだけで、ほかは後援になっているが、何か理由があってこのようになっているのか。

教育長

6番は、練馬区の大会である。9番は、都民体育大会で東京都、その違いである。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにはあるか。

総合教育センター所長

今回の教科書採択にかかる教科書の見本本、展示予定について口頭報告する。パネルについては、平成23度から使用される小学校の教科書の採択替えの年度となるために、総合教育センターにおいて10日間の特別展示会を実施する。その後続けて14日間の法定展示会も実施する。期間は、6月5日の土曜日から7月3日の土曜日の、原則日曜日を除く午前9時から午後5時までである。対象者は学校関係者、及び区民の皆さんとなっており、6月1日の練馬区報、ホームページ、区立施設でのチラシ配布等で周知をする。

私からの報告は以上である。

委員長

ほかにはよいか。

教育指導課長

先ほどの32号議案のところ、英語ではなくて外国語ではないかというお話があったが、あくまでも教科書採択の場合には種目名でやるということであるので、教育課程上は外国語なのだが、種目は英語ということである。よろしく願います。

委員長

わかった。それでは、以上をもって第8回教育委員会定例会を終了する。

了